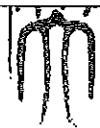


## 参考資料

### ○過去のバス上限運賃変更認可申請についての答申の例

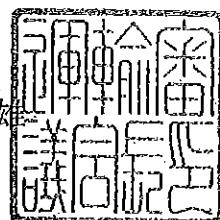
(「三重交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について」平成26年8月5日国運審第17号)



国運審第17号  
平成26年8月5日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会长 上野 文雄



答申書

三重交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の  
上限運賃変更認可申請について

平26第5004号

平成26年7月3日付け国自旅第79号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

三重交通株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適當である。

### (1) 津市内の特定路線

1区230円、以後1区増す毎に30円加算の地帯制運賃とする。

### (2) その他の路線

キロ当たり賃率51円40銭に基づく対キロ区間制運賃とする。

ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、5キロメートルを超える10キロメートルまでの間についてはその0.9倍、10キロメートルを超える15キロメートルまでの間についてはその0.8倍、15キロメートルを超える30キロメートルまでの間についてはその0.7倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.6倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、190円とする。

## 理 由

- 申請者は、平成7年12月1日に運賃の変更を行った後、消費税率の引上げ並びに地方消費税の導入及び引上げに伴い、税負担の転嫁を図るための運賃変更を平成9年4月1日及び平成26年4月1日に行い、同日から現行運賃を実施しているものであるが、近年、輸送需要の減少及び燃料費の高騰により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請を行ったものである。
- 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成26年度の収支状況の見通しは、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は6, 479百万円、適正な運送原価は7, 843百万円と推定され、差引き1, 364百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のどおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は7, 072百万円となり、差引き771百万円の損失を生ずるものと見込まれる。

3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認める。